

第2章 第2節 新宿区における住宅・住環境の課題について

課題設定に関する専門部会意見要旨及び区の対応等

整理番号	意見要旨	区の対応等
○全般に関すること		
1	施策の実績と検証については、「施策の効果」というふううまく整理すると意味がある。	骨子(案)を見直します。
2	社会の変化に応じた住まい方の変化への対応とか、新しい居住安定化の方策とかを盛り込んでどうか。また、全体の構成を見直した方が良い。	骨子(案)を見直します。
3	課題の議論にあたっては「今どういう問題がある」とか「平成20年度実施のマンション調査で判明した状況や課題」などが分かった方が議論しやすいのではないか。	骨子(案)を見直します。 マンションについては、今年度実施予定のマンション実態調査の結果をお示しいたします。
○課題に関すること		
4	住まいの安全・安心というのは、まち全体としての安全性を確保しないとできないことから、「まちづくり」の言葉を入れるべき。	骨子(案)を見直します。
5	空き家については、区としても課題の一つであるから、積極的に盛り込んでいくべき。	素案の段階で対応します。
6	空き家のなかには、耐震性のあるものもある。区が借り上げて、区立住宅に落選した方や高齢者の住まいに活用するなど考えられないか。	ご意見として賜ります。
7	住宅の快適性、利便性の向上というのをUDIに一本化してしまうのは行き過ぎではないか。 表現の工夫が必要。	素案の段階で対応します。
8	”住宅確保要配慮者”という言葉の定義について、使い方も含めてご検討いただきたい。	骨子(案)を見直します。
9	シェアハウスやコレクティブハウス等の誘導・促進については、防災性や安全性、貧困ビジネスなどが絡んでくる恐れ等に対し、ガイドラインを設ける等慎重に検討しなければいけない。	骨子(案)を見直します。
10	シェアハウスやマンションと地域をどういうふうに関わらせていくかということ、周辺地域の理解など、望ましいあり方等についても盛り込んでいく必要がある。	骨子(案)を見直します。